

新潟県障害者多数雇用事業者からの物品等調達に関する要綱

制定	平成 18 年 4 月 1 日
改正	平成 19 年 2 月 7 日
改正	平成 20 年 1 月 23 日
改正	平成 20 年 7 月 23 日
改正	平成 22 年 9 月 27 日
改正	平成 23 年 2 月 22 日
改正	平成 24 年 2 月 20 日
改正	平成 25 年 3 月 1 日
改正	平成 31 年 1 月 11 日
改正	令和 3 年 4 月 1 日
改正	令和 5 年 12 月 12 日
改正	令和 6 年 12 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県が行う物品又は役務の調達において、県内の障害者多数雇用事業者から積極的に調達することにより、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年省令第 38 号）第 1 条の 4 第 1 号の規定に該当する精神障害者をいう。
- (2) 障害者多数雇用事業者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 物品等入札参加資格者名簿若しくは庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登載されていること、又はそれと同等の資格を有すると認められること。
 - イ 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）であって、県内に事務所又は事業所を有する者であること。
 - ウ 県が調達を行う会計年度（以下「当該年度」という。）の前年度及び前々年度の各 6 月 1 日において、法第 43 条第 1 項の規定（法附則第 3 条第 2 項に規定する除外率（以下「除外率」という。）に係る部分を除く）を満たしている者であって、障害者実雇用率（県内事務所又は事業所において雇用する障害者の数（法第 43 条第 3 項から第 5 項まで及び法第 70 条の規定により算出したもの。以下「雇用障害者数」という。）の常時雇用する労働者の数（法第 43 条第 8 項の規定（除外率に係る部分を除く）により算出したもの）に対する割合を百分率で表したもの（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が、法定雇用率（法第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率をいう。以下同じ。）の 2 倍以上であり、かつ、雇用障害者数が 2 人以上であること。

(対象となる調達)

第3条 県が発注する製造の請負、財産の買入れ及び役務の提供の調達。

(登録の申請)

第4条 障害者多数雇用事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎会計年度、「障害者多数雇用事業者登録申請書」（別記第1号様式）に、「障害者実雇用率等算定書」（別記第1号様式別紙1）を添え、知事に提出するものとする。

ただし、物品等入札参加資格審査及び庁舎等管理業務入札参加資格審査の対象となっていない役務の提供を行おうとする者は、これらに加え、次の書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1) 「暴力団等の排除に関する誓約書」（別記第1号様式別紙2）
- (2) 申請者の事業の概要及び提供を行おうとする役務の概要を記載した書類
- (3) 登記事項証明書又は本籍地の市町村長が発行した身分証明書
- (4) 新潟県の県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 提供を行おうとする役務の履行に必要な許認可等を受けていることを証する書類の写し
- (6) 財務諸表（法人の場合にあっては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人の場合にあっては、青色申告書又はこれに準ずるもの（資産負債調、損益計算書））
- (7) 公的機関との契約実績（前年度を含む概ね3年間における主なもの）
- (8) その他、物品等入札参加資格及び庁舎等管理業務入札参加資格の審査に準じて知事が必要と認める書類

2 前項の申請書は、当該年度の前年度の2月1日まで（当該年度の開始後の登録を希望する場合にあっては、登録を希望する月の初日の14日前まで）に、提出するものとする。

(登録等)

第5条 知事は、前条による申請があったときは、その内容の審査を行い、その結果適当と認められる場合は、障害者多数雇用事業者として登録するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果を、「障害者多数雇用事業者登録審査結果通知書」（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、登録日が当該年度の開始後の場合は、登録日から当該年度の3月31日までとする。

(変更の届出)

第7条 登録を受けた障害者多数雇用事業者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに「障害者多数雇用事業者変更届（別記第3号様式）」に変更の事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 名称又は住所
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地

(廃業等の届出)

第8条 登録事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、速やかに

「障害者多数雇用事業者廃業届（別記第4号様式）」を知事に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けた者の死亡に伴い廃業する場合
- (2) 法人が合併その他の事由により解散した場合

（登録の取消）

第9条 知事は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条(2)ア又はイの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

（名簿の公表）

第10条 知事は、登録事業者の名称、住所、登録された物品又は役務その他必要事項を記載した「障害者多数雇用事業者登録名簿」（以下「登録名簿」という。）を作成し、公表するものとする。

- 2 知事は、第5条第1項による登録若しくは第9条による登録の取消を行ったとき、又は、第7条若しくは第8条の届出があったときは、速やかに、登録名簿を更新し、公表するものとする。

（物品又は役務の調達）

第11条 物品又は役務の調達にあたって、当該調達に係る契約の予定価格が新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第72条、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第215条及び新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第165条に定める額を超えない額で随意契約を締結しようとするときは、登録事業者を契約の相手方とするよう努めるものとする。

ただし、対象となる物品又は役務は、登録事業者が製造又は製作する物品及び役務のうち、1つの登録事業者につき別表のとおりとする。

- 2 物品又は役務の調達のうち、契約にあたって指名競争入札を実施する場合にあっては、指名業者に登録事業者を追加選定するよう努めるものとする。

（調達に関する公表）

第12条 知事は、毎会計年度、物品又は役務の調達において登録事業者を契約の相手方とするものを取りまとめ、その契約金額の総額を公表するものとする。

（実地調査等）

第13条 知事は、登録事業者に対して、障害者の雇用状況その他必要な事項を確認するため、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年1月23日）

この要綱は、平成20年度登録申請分から適用する。

附 則（平成20年7月23日）

この要綱は、平成20年8月1日から実施する。

附 則（平成 22 年 9 月 27 日）

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 2 月 22 日）

この要綱は、平成 23 年度登録申請分から実施する。

附 則（平成 24 年 2 月 20 日）

この要綱は、平成 24 年度登録申請分から実施する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条第 2 号ウに定める障害者数に係る平成 25 年 3 月以前のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 11 日）

この要綱は、平成 31 年度における調達から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 12 日）

この要綱は、令和 5 年 12 月 12 日から適用する。ただし、第 2 条第 2 号ウに定める障害者数に係る令和 5 年 3 月以前のものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 12 月 12 日）

この要綱は、令和 6 年 12 月 12 日から適用する。ただし、第 2 条第 2 号ウに定める障害者数に係る令和 6 年 3 月以前のものについては、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

障害者実雇用率（※）	県内事務所又は事業所において常時雇用する障害者の実人数のうち重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の実人数の占める割合	登録できる品目数 （物品・役務）
法定雇用率の 2 倍以上 4 倍未満		いずれか 1 品目まで
法定雇用率の 4 倍以上 8 倍未満	1/2 未満	いずれか 1 品目まで
	1/2 以上	合わせて 2 品目まで
法定雇用率の 8 倍以上	1/2 未満	合わせて 2 品目まで
	1/2 以上	合わせて 3 品目まで

※ 第 2 条(2)ウにいう、当該年度の前年度及び前々年度の各 6 月 1 日における「障害者実雇用率」